

## 免除の選考方法について

学力基準と家計基準の両方が適格者となる場合に、全額免除もしくは半額免除となります。

家計評価額を用いて、より困窮度が高いと認められる方から全額免除が適用されますが、基準適格者が多い場合や免除可能な予算の額によっては、半額免除の適用となる場合や、基準適格者であっても免除されない場合もあります。

なお、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学生として採用された学部生については、期限までに申請することにより当該学期分の授業料の全額を免除します。

### 【学力基準】

以下の基準に該当する場合、学力基準の適格者になります。

#### (1) 学部学生

##### ① 1年生

入学試験の合格をもって適格とみなします。

##### ② 2年生以上の学生

ア. 前年次までの修得単位が次表に掲げる単位以上の者（医学部を除く）。医学部は進級判定に合格した者、地域協働学部は次表に掲げる単位数以上かつ進級に必要な科目すべてを修得している者

**人文社会科学部，教育学部，理工学部，農林海洋科学部，地域協働学部**

区 分	2年生	3年生	4年生
修得単位	32単位	64単位	卒業論文提出有資格者の単位

イ. 前年次までに修得した科目数のうち、秀、優及び良と判定された科目数が総修得科目数の70%以上の者

#### (2) 編入学生

##### ① 入学年次

入学試験の合格をもって適格とみなします。

##### ② 次年次以降

学部学生に準じる。

#### (3) 大学院学生

##### ① 1年生

入学試験の合格をもって適格とみなします。

##### ② 2年生以上の学生

前年次までに修得した科目数のうち、秀及び優と判定された科目数が総修得科目数の60%以上の者。ただし、医学専攻については、2年生は、前年次における所属専攻の共通必修科目の成績が秀及び優の者。3・4年生は、前年次までに修得した科目数のうち、秀及び優と判定された科目数が総修得科目数の60%以上の者。

#### (4) 修業年限を超えた者の取扱い

修業年限を超えた者は、免除の対象としない。ただし、病気、留学等、特別な事由があると認められた場合を除く。

また、修業年限中に病気、留学等により休学期間がある者は、休学期間を考慮し、

実質的な学年により判定します。

(5) 特例

母子・父子世帯，生活保護世帯等経済的困難度が著しく高く特別の事情のある者で，アドバイザー教員又は指導教員の推薦を得た者については，特例として(1)，(2)及び(3)のそれぞれの基準を緩和して免除の対象とすることができる。この場合，緩和する程度は次のとおりとする。

a 学部学生

① 2年生以上の学生

ア. 前年次までの修得単位

(1).②. ア. の表に掲げるとおりとする。

イ. 前年次までに修得した科目数のうち，秀，優及び良と判定された科目数が総修得科目数の65%以上の者

b 編入学生（次年次以降）

学部学生に準じる。

c 大学院学生

① 2年生以上の学生

前年次までに修得した科目数のうち，秀，優及び良と判定された科目数が，総修得科目数の60%以上の者。ただし，医学専攻については，2年生は，前年次における所属専攻の共通必修科目の成績が秀，優及び良の者。3・4年生は，前年次までに修得した科目数のうち，秀，優及び良と判定された科目数が，総修得科目数の60%以上の者。

【 家計基準 】

第1学期分は4月現在，第2学期分は10月現在の状況において，以下の計算方法で「家計評価額」がゼロ円以下になる場合，家計基準の適格者となります。

$$\begin{array}{ccc} \boxed{\text{総所得金額}} & - & \boxed{\text{収入基準額}} = \boxed{\text{家計評価額}} \\ \text{(①給与所得+②その他の所得) - 特別控除額} & & \text{(別表2参照)} \\ \text{(別表1参照)} & & \end{array}$$

○ 総所得金額の計算方法

本人及び父母（又はこれに代わって家計を支える方）と同一生計内の方の1年間の総所得金額を算出します。同居している家族については同一生計とします。

本人が独立生計者の場合は，収入や支出といった生活状況をもとに，本人及び配偶者の収入を含めて1年間の総所得金額を算出します。

① 給与所得

俸給，給料，賃金，歳費，年金，恩給，賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料，傷病手当金等を含む）の場合は，収入金額（控除前の金額，千円未満は切り捨てます。）から，次の計算式によって得られた金額を控除したものが給与所得となります

収入金額（控除前の金額）	控除額
104万円以下	収入金額と同額
104万円を超え200万円まで	収入金額 × 0.2 + 83万円
200万円を超え653万円まで	収入金額 × 0.3 + 62万円
653万円を超えるもの	258万円

<p>(計算例) 収入金額 - 控除額 = 給与所得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与収入が104万円の場合 104万円 - 104万円 = 0円</li> <li>・ 給与収入が150万円の場合 150万円 - (150万円×0.2+83万円) = 37万円</li> <li>・ 給与収入が400万円の場合 400万円 - (400万円×0.3+62万円) = 218万円</li> <li>・ 給与収入が700万円の場合 700万円 - 258万円 = 442万円</li> </ul>
---

- (補足) 1. 父母が共働きなどで複数の給与収入者がいる場合は、各人ごとに上記の控除計算をしたあと、合算します。
2. 同一人に二つ以上の収入源があつて、いずれも給与収入の場合は、収入金額を合したあと、千円未満は切り捨てて所得金額を算定します。

## ② その他の所得

営業所得、農業所得、不動産所得、株式の売買による所得、配当金、講演料、原稿料、山林所得などが該当します。

確定申告書の所得金額の千円未満を切り捨てた額を算入します。(所得が二つ以上ある場合は合算します。給与所得に関しては給与収入額を上記計算法にて計算後合算します。)ただし、マイナスの場合は0円として扱います。青色申告特別控除等の税法上の特別控除が適用されている場合は、控除前の金額を算入します。

(備考) 申請時の前年1月1日以降に就職、転職、開業等した方に関しては、年収を推算する必要があります。

## ○ 家計基準が適格となるモデルケース

1) 学部学生において、家計基準が適格となる例 (収入のある人が世帯内に1人の場合)

注) ・ 自宅通学者とは、父母等と同居し通学している方、自宅外通学者とはそれ以外の方です。 独立生計者は自宅通学者として扱います。

- ・ 給与所得者の収入金額は控除前の金額です。源泉徴収票では「支払金額」欄に記載される金額です。
- ・ 控除額は別表1を、収入基準額は別表2を参照してください。

① 学部学生、2人世帯 (母、本人 (自宅通学)) の場合 (全額免除)

《給与所得の場合：給与収入398万円 給与所得以外の場合 所得216万円》

計算式

$$\begin{array}{cccccccc}
 \text{給与収入} & & \text{控除額} & & \text{本人控除 (自宅通学)} & \text{母子世帯控除} & \text{収入基準額} & \text{家計評価額} \\
 398 \text{万円} & - & (398 \text{万円} \times 0.3 + 62 \text{万円}) & - & 28 \text{万円} & - & 49 \text{万円} & - & 140 \text{万円} & = & - & 0.4 \text{万円}
 \end{array}$$

②学部学生，3人世帯（父，母，本人（自宅外通学））の場合（全額免除）  
 《給与所得の場合：給与収入420万円 給与所得以外の場合 所得232万円》

計算式

$$\begin{array}{cccccc} \text{給与収入} & & \text{控除額} & & \text{本人控除（自宅外通学）} & \text{収入基準額} & & \text{家計評価額} \\ 420 \text{万円} & - & (420 \text{万円} \times 0.3 + 62 \text{万円}) & - & 72 \text{万円} & - & 162 \text{万円} & = & -2.0 \text{万円} \end{array}$$

③学部学生，4人世帯（父，母，本人（自宅外通学）弟（私立高校・自宅通学））の場合（半額免除）  
 《給与所得の場合：給与収入705万円 給与所得以外の場合 所得447万円》

計算式

$$\begin{array}{cccccc} \text{給与収入} & & \text{控除額} & & \text{本人控除（自宅外通学）} & \text{就学者控除} & & \text{収入基準額} & & \text{家計評価額} \\ 705 \text{万円} & - & 258 \text{万円} & - & 72 \text{万円} & - & 41 \text{万円} & - & 334 \text{万円} & = & 0 \text{円} \end{array}$$

④学部学生，6人世帯（父，母，本人（自宅外通学）兄（国立大学・自宅外通学）  
 弟（公立高校・自宅通学）妹（中学校・自宅通学））の場合（全額免除）  
 《給与所得の場合：給与収入675万円 給与所得以外の場合 所得417万円》

計算式

$$\begin{array}{cccccc} \text{給与収入} & & \text{控除額} & & \text{本人控除（自宅外通学）} & \text{就学者控除} & & \text{収入基準額} & & \text{家計評価額} \\ 675 \text{万円} & - & 258 \text{万円} & - & 72 \text{万円} & - & 146 \text{万円} & - & 199 \text{万円} & = & 0 \text{円} \end{array}$$

2)世帯に給与収入のある人が複数人いる場合

給与収入のある人ごとに給与所得額（給与収入控除後の金額）を計算しますので，世帯の給与収入額の合計が，上記の「給与収入」の額より多い場合でも家計基準が適格となる場合があります。

例えば，②の世帯構成の場合で，父の他，母にも給与収入がある場合，以下のように給与収入額の合計が420万円を超えていても，家計基準が適格となる場合があります。

例) 上表②の世帯構成で，父・母ともに給与収入がある場合

家族数3人 父（給与収入：300万円） 母（給与収入：200万円） 本人（学部学生・自宅外通学）	給与収入額の合計額：500万円（全額免除） 給与所得額（給与収入控除後の金額）：（父）148万円（母）77万円 世帯の給与所得額の合計：225万円 家計評価額：-9万円 （225万円-72万円[自宅外通学控除]-162万円）
家族数3人 父（給与収入：420万円） 母（給与収入：100万円） 本人（学部学生・自宅外通学）	給与収入額の合計額：520万円（全額免除） 給与所得額（給与収入控除後の金額）：（父）232万円（母）0円 世帯の給与所得額の合計：232万円 家計評価額：-2万円 （232万円-72万円[自宅外通学控除]-162万円）

## ■特別控除額

本人及び父母（またはこれに代わって家計を支える方）と生計を同一にする方について控除できます。

【本人を対象とする控除】 自宅通学者 280,000 円 自宅外通学者 720,000 円

（備考）留学生は原則、自宅外通学者となります

## 【世帯を対象とする控除】

①就学者のいる世帯（就学者一人につき）

就学区分		自宅通学	自宅外通学
小学校の児童		80,000 円	
中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒		160,000 円	
高等学校及び中等教育学校の前期課程の生徒	国立・公立	280,000 円	470,000 円
	私立	410,000 円	600,000 円
高等専門学校生	国立・公立	360,000 円	550,000 円
	私立	600,000 円	800,000 円
大学生及び大学院生	国立・公立	590,000 円	1,020,000 円
	私立	1,010,000 円	1,440,000 円
専修学校生	高等課程	国立・公立	170,000 円
		私立	370,000 円
	専門課程	国立・公立	220,000 円
		私立	720,000 円

※就学者控除のうち、国立学校の就学者で授業料免除を受けている場合は、控除額がこの表の金額より低くなります。

②母子・父子世帯	490,000 円
③障害者のいる世帯	障害者 1 人につき 860,000 円
④長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。
⑤主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000 円を限度とする。
⑥火災、風水害、盗難の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。
⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	所得者 1 人につき 380,000 円。なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額
⑧地震、津波等の災害による被害を受けた世帯	罹災証明書（全壊または半壊）の提出を要件とする。 1,600,000 円

■ 収入基準額表

本人及び父母（又はこれに代わって家計を支える方）と生計を同一にする方の世帯人員になります。

○収入基準額表甲（全額免除）

		学 部	修士課程 専門職学位課程	博士課程
世 帯 人 員	1 人	880,000 円	960,000 円	1,320,000 円
	2 人	1,400,000 円	1,520,000 円	2,120,000 円
	3 人	1,620,000 円	1,770,000 円	2,450,000 円
	4 人	1,750,000 円	1,920,000 円	2,660,000 円
	5 人	1,890,000 円	2,080,000 円	2,880,000 円
	6 人	1,990,000 円	2,170,000 円	3,020,000 円
	7 人	2,070,000 円	2,260,000 円	3,150,000 円
	(+ 1 人)	80,000 円	90,000 円	130,000 円

○収入基準額表乙（半額免除）

		学 部	修士課程 専門職学位課程	博士課程
世 帯 人 員	1 人	1,670,000 円	1,820,000 円	2,540,000 円
	2 人	2,660,000 円	2,900,000 円	4,040,000 円
	3 人	3,060,000 円	3,340,000 円	4,670,000 円
	4 人	3,340,000 円	3,640,000 円	5,070,000 円
	5 人	3,600,000 円	3,930,000 円	5,480,000 円
	6 人	3,780,000 円	4,120,000 円	5,740,000 円
	7 人	3,950,000 円	4,320,000 円	6,020,000 円
	(+ 1 人)	170,000 円	200,000 円	280,000 円

（備考）世帯人員が7人を超える場合は，1人増すごとに（+1人）の欄の金額を，それぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算します